

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案の概要

(1) 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第39条第1項に規定する環境省令で定める事項は、次の①から④に掲げる事項とし、同条第2項に規定する環境省令で定める事項は、①から③までに掲げる事項とします。

- ① 船舶所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 法第37条第2項に規定する賃金の総額
- ③ 法第37条第2項に規定する一般拋出金率
- ④ その他参考となるべき事項

【法第39条第1項及び第2項】

(2) 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、法第39条第4項の規定により、未納の第二項一般拋出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならないこととします。

【法第46条】

(3) 第二項一般拋出金の延納の方法は、次のとおりとします。

- ① 第二項一般拋出金の額が20万円以上である船舶所有者は、申告書を提出する際に延納の申請をした場合には、その第二項一般拋出金を、4月1日から7月31日まで、8月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年3月31日までの各期に分けて納付することができることとします。
- ② ①の延納をする船舶所有者は、その第二項一般拋出金の額を期の数で除して得た額を各期分の第二項一般拋出金として、最初の期分の第二項一般拋出金についてはその年度の初日から50日以内に、8月1日から11月30日までの期分の第二項一般拋出金については8月31日までに、12月1日から翌年3月31日までの期分の第二項一般拋出金については11月30日までに、それぞれ納付しなければならないこととします。

【法第46条】

(4) 機構は、法第49条第3項の規定により、未納の特別拋出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を特別事業主に通

知しなければならないこととします。

【法第51条】

(5) 特別拠出金の延納の方法は、次のとおりとします。

- ① 特別拠出金の額が20万円以上である特別事業主は、特別拠出金を納付する際に延納の申請をした場合には、その特別拠出金を、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び翌年1月1日から3月31日までの各期に分けて納付することができることとします。
- ② 延納をする特別事業主は、その特別拠出金の額を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金として、最初の期分の特別拠出金については法第49条第1項による通知を受けた納期限までに、その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞれの期の初日の属する月の翌月15日までに納付しなければならないこととします。

【法第51条】

(6) 第二項一般拠出金等の申告及び納付は、次のとおりとします。

- ① 法第39条第1項の申告書は、機構に提出しなければならないこととします。
- ② 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならないこととします。
- ③ 第二項一般拠出金、特別拠出金その他法の規定による徴収金の納付は、納入告知書に係るものを除き納付書によって行わなければならないこととします。
- ④ 法第39条第2項並びに法第49条第1項及び第2項の規定による通知は、納入告知書によって行わなければならないこととします。

【法第46条及び第51条】

(7) 法第41条第4項（法第50条において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有する者であることを示す証明書を提示しなければならないこととします。

【法第46条及び第51条】

(8) 法第44条（法第50条において準用する場合を含む。）の規定によ

り国税徴収の例によることとされる第二項一般拠出金、特別拠出金
その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、機構の理事長が
送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する
旨を機構の掲示場に掲示して行うこととします。

【法第46条及び第51条】

(9) 証明書の様式は、次のとおりとします。

- ① 法第45条第2項の規定により携帯すべき証明書は、様式1によ
るものとします。
- ② 法第50条において準用する法第45条第2項の規定により携帯す
べき証明書は、様式第2によるものとします。

【法第46条及び第51条】

(10) 船舶所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは特別事業
主であった者は、法又はこの省令による第二項一般拠出金又は特別
拠出金に関する書類を、その完結の日から3年間保存しなければな
らないこととします。

【法第46条及び第51条】

(11) この省令は、平成19年4月1日から施行するものとします。

※【 】内は、省令を定める根拠となる法の条項です。

(表)

(裏)

第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律第45条第2項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年 月 日 発行

独立行政法人
環境再生保全機構理事長 印

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい

第45条 (船舶所有者に対する報告の徴収等)
 (船舶所有者は、第2項一般の拠出金は、船舶に作られた電子計算機を
 収船に必要と認めるときは、船舶の係属する船舶の作られた電子計算機を
 船提出を命じ、又は立ち入り、簿籍の他、電子計算機を
 所有者の事務所若しくは帳簿磁気式記録装置その他の電子計算機を
 質問させ、若しくは代え、磁気式記録装置その他の電子計算機を
 成的又は保認するに於て、電磁的記録の作成又は保存の記録を
 よって作られる情報処理の用に供するに供する記録を
 による情報処理の用に供するに供する記録を
 いう。)の作成又は保存の記録を
 場合における当該電磁的記録を
 以下同じ。)を検査させる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第88条 (略)

2 (略)

3 第45条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の規定若しくは文書提出を拒否し、若しくは虚偽の記載をせしめ、又は同項の規定に基き、検査を拒否し、出の質問に對し、若しくは虚偽の答弁をし、又は第90条第1号(第1号を除く。)の違反行為をした者は、30万円以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条 法人(法人でない労働者以外の者を含む。以下この項において「労働者」という。)
 組合等(法人でない労働者以外の者を含む。以下この項において「労働者」という。)
 代理人、使用人その他の業務に關し及び第88条第2項第1号(第1号を除く。)の違反行為をした者は、各本条の罰金に科す。

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

